

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第六十八号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)午後二時十二分開会

委員の異動

六月十六日委員上條愛一君、大野幸一君及び小林政夫君辞任につき、その補欠として赤松常子君、堂森芳夫君及び高橋龍太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君

伊藤 保平君

木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

西川 甚五郎君

澤淵 春次君

小宮山常吉君

田村 文吉君

森 八三三君

赤松 常子君

政府委員

大久保太三郎君

委員

日本専売公

社監理官

久米 武文君

大蔵省管財局長

内田 常雄君

事務局副

常任委員

木村常次郎君

常任委員

小田 正義君

説明員

日本専売公 西川 三次君
社監理部長

本日の會議に付した事件

○国有財産特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○製塩施設法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十七回の大蔵委員会を開催いたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。暫時休憩いたします。

午後二時十七分休憩

午後二時三十五分開会

○委員長(平沼彌太郎君) 再開いたします。国有財産特別措置法案について質疑を行います。御質問おありになりましたら、御質問を御質問の順序に従ひに御質問願ひます。

案はこの程度にしておきまして、次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について内容説明を聴取いたします。

○政府委員(大久保太三郎君) それでは外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

改正いたします点は二つございまして、第一点は、現在外国為替資金で充

買いたします対象は、外貨の為替手形、小切手、外国通貨、外貨による銀行預金、そのほか対外支払に絶対必要でございませぬ金銀、こういったものを賣買し得ることになつておるのでございませぬが、更に今回外貨証券を追加いたしまして、これの運用ができるというふうにしたと考へておる次第でございます。と申しますのは、最近我が国の対外収支が御承知の通り著しく好転いたしまして、現在外貨の預金残高といたしましては、ドルが七億ドル、ポンドが一億二千万ポンド程度に上つておりました。それらの資金は今後も相当程度増加する傾向にございませぬので、こゝういふ資金は日本の貿易を決済いたしましたための運転資金といたしまして、常時利用されておるのでございませぬが、現在の貿易の規模におきまして、相当程度余裕金にございませぬので、この余裕金を有利に運用いたしますことが肝要であるかと存じますので、従来外国為替管理委員会といたしましては、これらの銀行預金の中で外国銀行に定期預金をいたしまして、この数が全体の約三分の一ぐらになつておるのでございませぬが、なほ、この際、定期預金のみにならず、例えば英国或いは米国の大蔵省証券のような有利確実な証券にも運用できるようにいたしたいのでございまして、その点が只今の資金会計法に明記されておりました。その中で、法律に明記して頂きたい。そう考へる次第でございませぬ。これが改正の第一点でございませぬ。

第二点といたしまして、今回貴金屬管理法が別途改正になりまして、外国為替資金特別会計に属しております銀地金の評価につきまして、若干法文を整理する必要があると存じますので、その点を整理いたしたいと存じますのであります。

○政府委員(大久保太三郎君) どういうものを今後選んで投資いたしますかきめてございませぬが、先ず只今のところ考へられますのは、アメリカの大蔵省証券、それからイギリスの大蔵省証券、まあこゝういつた短期の証券、そう考へております。

○田村文吉君 そのほかにはお考へになつておるものはございませぬか。

○政府委員(大久保太三郎君) 只今のところ具体的には考へておりませんが、例へば国際復興開発銀行の発行しております債券、そういったものも場合によりましては投資の対象に考へてもいいのではないかと、そう考へております。

○田村文吉君 外貨債はこの中にお含みになるわけですか。日本で発行しております外貨債ですね。

○政府委員(大久保太三郎君) これは考へておりませぬ。

○木内四郎君 今回の関連してですけれども、外貨証券といつたら、この中に入り得ることは入り得るわけですね。田村委員のお話の、我が国において発行した外貨表示の証券ですね。それはどうですか。

○政府委員(大久保太三郎君) この外貨証券は、日本政府の発行いたしました

極めて技術的な改正でございませぬ。

○田村文吉君 只今の御説明にございませぬ中、外貨証券の例ですね。ちよつと聞き洩らしたのですが、どういふものかどういふものかございませぬか。

○政府委員(大久保太三郎君) どういうものを今後選んで投資いたしますかきめてございませぬが、先ず只今のところ考へられますのは、アメリカの大蔵省証券、それからイギリスの大蔵省証券、まあこゝういつた短期の証券、そう考へております。

○田村文吉君 そのほかにはお考へになつておるものはございませぬか。

○政府委員(大久保太三郎君) 只今のところ具体的には考へておりませんが、例へば国際復興開発銀行の発行しております債券、そういったものも場合によりましては投資の対象に考へてもいいのではないかと、そう考へております。

○田村文吉君 外貨債はこの中にお含みになるわけですか。日本で発行しております外貨債ですね。

○政府委員(大久保太三郎君) これは考へておりませぬ。

○木内四郎君 今回の関連してですけれども、外貨証券といつたら、この中に入り得ることは入り得るわけですね。田村委員のお話の、我が国において発行した外貨表示の証券ですね。それはどうですか。

○政府委員(大久保太三郎君) この外貨証券は、日本政府の発行いたしました

た外貨表示の証券、これも勿論含むわけでございます。

○木内四郎君 今の御意見、ちよつと参考のために伺つておきたいのですが、日本の外貨証券の向うにおける相場はどのくらいですか。いずれこれは償還しなければならぬと思ひますが、今の値段はどういうふうになつておりますか。市場の相場……。

○政府委員(大久保三郎君) 只今相場にきまつて手元証券を持ちません。

○木内四郎君 なお、ちよつと参考におつておきたいのですが、この一、二カ月前に、イギリスとアメリカの外貨債の償還、或いは利払い等のために、数千万ポンド、或いはドルを使用するといふようなことがあつたのです。その内容はちよつと今記憶しておらないのですが、それは外貨債を買入れて償還するといふ意味ですか。それとも利息だけを払ふといふ意味だつたのですか。あなたは御記憶と思ひますが。

○政府委員(大久保三郎君) イングランド銀行に對しまして二千万ポンド預入いたしました。この趣旨は、日本の外貨債の処理のために、これを英蘭銀行に先ず預託しておくという程度の仕事でありまして、日本の外貨債を買入償還するとか、又かういふ具體的の処理につきまして、まだ何ら現在のところ決定しておりません。

○木内四郎君 さつき、あなたは、現在の手持が七億ドル、一億二千万ポンドとお話でしたが、これは年度末現在ですか。

○政府委員(大久保三郎君) 只今申しました残高は五月末現在の数字であります。

○木内四郎君 この第一・四半期或いは第二・四半期ではこれはどのくらい増減するといふようなお見込みになつておりますか。

○政府委員(大久保三郎君) 四半期といたしましてはちよつと予想数字を持つておりませんが、本年暫年より見まして、二十七年中に、貿易関係その他によりまして残高がどのくらい増えるかどうかといふ予想を委員会のほうでいたしました。これはまあほかの關係官庁のほうでもいろいろな予想をお立てになつておると思ひますが、委員会といたしましては最近の資料によつて予想いたしましたものでは、二十七年中におよそ三億三千五百万ドル、これはまあいろいろなドル、ポンドなどの残高を含めてこの程度の増加ではないかと思つております。

○木内四郎君 ポンドはどうですか。

○政府委員(大久保三郎君) その中でポンドは一億三千万ドル……。

○木内四郎君 その中でポンドは……。

○政府委員(大久保三郎君) その中でポンドは……。

○木内四郎君 ポンドは……。

○政府委員(大久保三郎君) ポンドの額でございましてこれの二・八……。

○木内四郎君 三億三千万ドルといふのは全部を合せての話でしょう。そのうちポンド額でありまして……。

○政府委員(大久保三郎君) これは三億三千万ドルと申しましたのは、ドルの増加とそれからポンドの増加、これはもうドルに換算いたしました……。

○政府委員(大久保三郎君) オープン・アカウントの増加、これを合せまして……。

○木内四郎君 ポンドはどのくらいになるのですか。

○政府委員(大久保三郎君) それはポンドにいたしまして四千五百万ポンドでございまして……。

○木内四郎君 ポンドの増え方は少いようですが、もつと増加して、累積しておるのじやないですか。

○政府委員(大久保三郎君) これです。すでに相当ポンドは年初來増えておるのでございまして、最近ポンドの輸出の信用状が非常に減つております。ポンド域における輸入制限、その他によりまして……。

○木内四郎君 ですからこの下半期におきましては、ポンド域といふものは非常に減るんじゃないか、そういうふうに我々考へておるのでございまして。大体只今申しました増え方は、すでに大体において上半期において確定しておるという見込みです。

○木内四郎君 もう一つ、ついでに伺つておきたいのですが、昨日実はあなたのほうの委員長が連合委員会に來て、あなたのほうの委員会が非常に細かなパンキング・ビジネスのようなことをやつておるといふお話があつたのですが、あなたのほうは余り細かなことはやつておらないで、そういうことはまあ日本銀行のほうに委しておるのではないのですか。

○政府委員(大久保三郎君) 委員会をやつておられますのは、外國為替資金特別會計の運用という点、運用につきまして大きな方針につきましては委員会が以て決定いたします。やつておりますが、その運営に関する事務と申し

ますか、日々の為替銀行(外銀を含めまして)の個々の取引であるとか、又外國のクロス・ポンド・システム、そういうものは日本銀行にお頼みしましてやつておるのであります。併し運営につきましては只今までかなり委員会が以てやつておる面が相当多いのじやないかと思ひます。

○木内四郎君 これも参考に伺つておきたいのですが、あなたのほうの委員会の人員は何名ぐらいおるのですか。

○政府委員(大久保三郎君) 定員は七十七名になつております。併し實際の人員はそれより一割ぐらい少いのじやないかと思ひます。

○大矢半次郎君 外貨資金の運用において全体の三分の一は定期預金になつておるといふようなお話であります。その他のものはどんなふう運用されておりますか。その点。

○政府委員(大久保三郎君) その他は当座預金でございまして、預託額といたしましては、ドルにつきましては在日外銀、それからアメリカに約二十くらいございまして、この大銀行、これに当座預金をいたしております。それからポンドにつきましては、これは全部ロンドンにあります。大銀行、主に英系銀行でありまして、英系以外の銀行も少しございまして、大体そういうところに当座預金をいたしておるわけでありまして……。

○大矢半次郎君 それらの当座預金といふのは、ふだんの取引の爲に實際必要なんです。それとも預け入れ先がないから適当に分散しておく、こういうわけですか。

○政府委員(大久保三郎君) これは本来ならば、その為替銀行が、輸入為替の、或いはこちらからの送金の決済のために、みづから外貨資金を以ちまして決済すべきはずなんです。が、為替銀行の只今の資力の状態からいたしまして、これを全部の資金を自力で調達して決済に使うといふことができませんので、外為の発足以來、外為會計へ集中いたしました資金を利用させるといふことをやつておるわけでありまして。利用と申しますのは、一つは、日本側の為替銀行の発行いたします輸入信用状につきまして、外銀に發行依頼書、或いは確認を求めるところには保証金としまして信用保証金額の五〇%を預託するといふ必要があるわけでございます。こういつた信用状の確證の保証金といたしまして外為の預金を利用しておるわけでありまして。つまり外為が為替銀行に代りまして保証人の立場になりまして、このマージン・マネーを外銀に積んでおるという關係にございまして……。

それからもう一点は、海外におきまして日本の輸入手形、これが振り出された場合には外銀が買取ります。買取りますと、本来ならば日本側の為替銀行がその外銀に預けております。当座預金から払うべきでございまして、まだ日本の為替銀行はそれだけの資金を持つておりませんので、外國為替管理委員会の勘定からそれを支払はせまして、そうしてその書類がこちらへ参りましたときに、内地でその為替銀行に對して私どものほうで為替を売る。そこで決済をさせる。つまり、一時、為替委員会のほうで立て替えて決済をやる。そういうふうな方法を取つておるわけでありまして。ですから、只今の外

した關係で、相当減産いたした。これが終戦後に塩の消費増加がございまして、政府といたしましては鹽氣となつてこれが増産に努めた結果、漸く最近になつて生産を回復しておるような状態でございます。

○田村文吉君 特に真空式のもの非常に殖えておりまして、塩の生産高四十四万三千トンに對して真空式が二十七万四千トン、非常に殖えております。これは非常に機械化したことを示しておるものであらうと思ふ。それで

加しておるといふことは、能率がどうもよくないように考えられるのです。何か特に御説明がありますか。

○説明員(西川三次君) これはその機械化の点、煎煎関係と申しまして、塩を煮詰めるほうの関係でございますね、そのほうの関係の機械化でございます。そのほうの関係の機械化でございます。そのほうの関係の機械化でございます。

○説明員(西川三次君) 只今の御質問につきまして、公社としましては、塩の専売をあずかつております以上、最も関心を持ち、又最も努力をしておるわけでありまして、この技術的な研究の面におきましては、今後より以上に努力いたしまして、更に高度の製塩設備に代えて行きたいという気持であるのであります。そのうちで特にこの際申上げて置きたいと思つて、これは、従来のところでは塩を煮つめるほうの技術的な研究が可なり盛んでありまして、そのために真空式の工場が殖えて来たわけでありまして、どちらかと申しますと、塩を煮つめるほうの面におきましては、比較的技術的研究が十分でありません。その面では合理化のあとが若干顕著じゃなかつたのであります。ところで最近になりまして、その面に相当力を注いだものであります。すから、最近実行にだん／＼着手されておるの、塩田を従来の入浜塩田というのでなくて、粘土で地盤を作りまして、甚だしきは砂層貫流と申しておりまして、粘土で地盤を作る。そうしてそこに砂を置きまして流せば、流れる間に海水が濃くなる。こういう方式を、うちこちでも実行いたしております。これによりまして生産も可なり殖えておる面もあるし、又労務の節約が相当顕著なわけでありまして、大体これまでの実績によりまして、一ヘタ

○田村文吉君 わかりないでもないようにありますが、昭和十年頃には比べると非常に塩田の面積も一割以上増加しており、又製造人員も二割から増加しております。而も機械化が盛んに行われておるに拘らず割合に生産高というものが殖えて行かないというように感じられるのであります。今後そういうものは、御指導の如何によつては改良して行けるものじやないか、どの辺まで行けるか、それはわかりませんが、何かお見通しをお持ちになつておられますか。これが将来日本の食塩というものの対する政策は非常に私は大きな重大な問題だと思つて、特に伺ひするのであります。儲かるたばこのほうなんぞは余りお力をお入れにならないでいいが、こういう国民の必需品で将来できるだけ自給させなければ

ならない。こういうふうなものについては、もう少し合理的な経営方法というものがあつて得るんじゃないかというふうな気がするんですが、何かそういう点についてのお考えはありますか。

○説明員(西川三次君) 只今の御質問につきまして、公社としましては、塩の専売をあずかつております以上、最も関心を持ち、又最も努力をしておるわけでありまして、この技術的な研究の面におきましては、今後より以上に努力いたしまして、更に高度の製塩設備に代えて行きたいという気持であるのであります。そのうちで特にこの際申上げて置きたいと思つて、これは、従来のところでは塩を煮つめるほうの技術的な研究が可なり盛んでありまして、そのために真空式の工場が殖えて来たわけでありまして、どちらかと申しますと、塩を煮つめるほうの面におきましては、比較的技術的研究が十分でありません。その面では合理化のあとが若干顕著じゃなかつたのであります。ところで最近になりまして、その面に相当力を注いだものであります。すから、最近実行にだん／＼着手されておるの、塩田を従来の入浜塩田というのでなくて、粘土で地盤を作りまして、甚だしきは砂層貫流と申しておりまして、粘土で地盤を作る。そうしてそこに砂を置きまして流せば、流れる間に海水が濃くなる。こういう方式を、うちこちでも実行いたしております。これによりまして生産も可なり殖えておる面もあるし、又労務の節約が相当顕著なわけでありまして、大体これまでの実績によりまして、一ヘタ

タール当り四、五人もかかつたものがせいぜい一人くらいで足りる、五分の一くらいは労務の節約ができる、こういうふうなことになるのであります。それから又噴霧式とか造霧式とかと申しまして円盤をぐる／＼廻しますと、その速心分離の関係で海水が霧のようになつて散るわけでありまして、その霧になつて落ちる際に蒸発が促進されます。そこで海水の濃いものができる。これはさほど広い塩田が要らなくて、まあ今盛んにやつておるの、鉄塔を造りまして、高さはいろ／＼地域によつて違ふわけでありまして、一番上で円錐形のものを通しまして、そこへ海水を流すわけですね。それが霧になつて落ちるといふことになりまして、それは殆んど時期の如何を問はずやれるわけでありまして、それから塩田の面積が若干広くなくとも、霧になつて落ちるだけの程度の広さのものがあれば、そこに蒸発して濃くなった海水がとれるわけでありまして、さういふふうな式も私のほうの研究所でも盛んに今やつておりますが、これがいよ／＼実施されるといふことになりまして、相当生産の増加を来すようになります。私は考へております。ですから、その技術面におきましては、今だん／＼研究を進め、又實際上効果のあるものはそれを実施に移すというふうな方向で進んでおりますので、ここ四、五年のうちに相当の生産増を来すのではなからうか、かように考へております。それから一方、製塩施設につきましても、実はさういふ面につきまして、従来の法律では改良事業的な面が補助金の対象にならなかつたわけでありまして、この法案におきましては、改良事業方面につい

ても補助金が出せるという建前になつておるのであります。こういう面がいよいよ法案が通りますれば、これによつてできるだけさういふ改良事業費の面の予算もとれるということになりますれば、それによつて更に増産も可能である。こういうふうになるように考へております。

○岡崎眞一君 この法案に盛られておりますことは大要に結構なものであります。先般、同僚の森さんであつたと思いますが、この公社から出す補助金というものは結局は消費者の負担になるといつたような、そこに財源があるといつたようなこの間の御説明があつたように思ふのですが、それに、実は各塩田によりまして事情が違ふかも知れませんが、塩田業者の中には、災害復旧のためのつまり追加保険的な意味合いにおいて、自分たちの利益の中からそれを積立てておる、そして、それで復旧して行つたらいふことを考へておる者もあるやうであります。さういふことから、勿論それでは十分でありませんから、この災害の復旧のこゝういふ補助金というものは必要であらうと思ひますが、自分で賄つて行くといふことになれば、さういふ補助金を出すことも少くなる。さうすると、要するに結局最終において消費者の負担も減るといふような趣旨になるんですが、そこで、さういふための積立金なり予備金といつたようなものを何か別個の積立金とすといつたような場合に、それは利益金処分で結局税金の対象になる。さういふことになると、折角さういふ考へを持つておつても、それを利益金に出さないようにしてしまふか、又何らかの方法において、つ

い、それを使つてしまふといふやうなことになる。塩田業者の経営の基礎というものが、そこにあまいなものができて来るということも考えられるのですが、それについても主税局のほうで、さういふ業者が考えられた積立金に対して税金を軽減してやつて貰いたいといつたやうな交渉をなすつたことがあるのかないのか。又なさうとする御意思があるのかないのか。或いはなさなかつたとするならば、どういふ理由でそれをなすつていないのかといふやうな点について、御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(西川三次君) 只今の減免税の恩恵につきましては、現在あります制度としましては、退職積立金とか或いは貸倒れ準備金とか、さういふたふうなものも法律上認められておりますが、これらの規定は、さういつたふうな積立金をしました場合に、それを法人の計算上、損金に計上いたしまして、さうしていよ／＼その目的である使途に支出した場合に、その場合に益金の処理をする。さういふやうなことになる。要するに積立金の間だけは損金、いよ／＼その使途に充たされた場合には益金の処理をするといふやうなことであります。税法上においては、この塩業者のやうな場合に、最近のやうなふうに毎年多大の被害を受けているといふやうな場合には、災害復旧といふものも相当見なければならぬわけでありまして、さういつたふうな国家資金ばかりに頼らないで、一部は自己資金の積立てによつてさういふ不慮の災害に備へるといふやうな趣旨が

らしまでも、極めて結構な考え方だ
と思うのでありますが、従来のところ
、こちらとしましては、別段そうい
つたふうな要望が業者からもござい
まんでしたし、我々もいたしまして
実はうっかりしておりました、そう
いふふうなことをこれまで考えてお
りなかつた。勿論、国税庁、主税局の
ほうにも、そういうふうな折衝をし
なかつたわけでありましたが、この際
ういつたふうな趣旨は極めて結構で
ございまして、我々としては一応
事務的に折衝したい。かように考
えております。

○岡崎眞一君 只今の御説明でまあ
かりましたが、実は業者のうちにそ
ういふ希望を我々のほうへ言つて来
る人もたくさんあるわけなんです、
事務当局のかたはまだ御承知でない
ということですが、その辺をもう少し
よく話し合ひをなすつて、そういう
線へ持つて行かれればどういふふう
なものを出す支出というものは結局
消費者の価格のうちから軽減され
るというものが言ひ得ると思ひます。
塩というものが大衆的な重要性から
言つて非常にこれに貢献するところ
が多いと思ひます。そういう方針に
いろ／＼と御相談の上やつて頂く
ように私は希望したいと思ひます。

○大矢半次郎君 今度の法案により
ますと、既存の塩田の改良とか或
いは災害復旧に相当助成をすることに
なつておりますが、一部の者の間にお
いては新しい塩田の開発についても助
成をして貰いたいというふうな希望
もあつてはおりますが、これらの点に
ついてはどういうふうにお考えにな
つておられますか。

○政府委員(久米武文君) 只今御審議
を願つております法案の第二条の九
項に改良事業として定義を掲げた条
文がございまして、塩田の新設の場合
に、第二条第九項の第一号によりま
して、塩田堤防の新設というものはこ
こに入るわけでありまして、それから
二号によりまして、塩田新設に關連する
ところの用排水施設の新設、この二つ
は入るわけでありまして、一号と二
号と、それ以外以外の塩田地盤その
ものにつきましては、専ら公社内部
でいろいろ研究もして、そういうもの
について補助を与えるという道も開
きたいという意見もございまして、
現在の段階におきまして、政府とし
てまだそこまでは考へておらない
次第でございまして、御検討になる
つもりでございます。

○政府委員(久米武文君) 今後の我が
国におきましますところの塩の需給
状況その他各般の事情を考へまして、
必要なら研究は進めたいと思ひます。
○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員
会はこれを以て閉会いたします。
午後三時三十一分散會

六月十四日日本委員会に左の事件を付託
された

一、外国為替資金特別會計法の一部
を改正する法律案(予備審査のため
の付託は五月十日)
六月十四日日本委員会に左の事件を付託
された
一、在外資産の調査に關する請願
(第二六四一號)(第二六八六號)
(第二七八八號)

一、公衆浴場業の所得税減免に關す
る請願(第二六七四號)
一、陶磁器製タイルの物品税撤廃に
關する請願(第二七六一號)
第二六四一號 昭和二十七年五月三
十一日受理
在外資産の調査に關する請願(七通)
請願者 石川県金沢市長町三番
丁二九 坂口盛男外千
七百八十三名
紹介議員 中川 幸平君
平和条約の成立に伴い、日本人の在外
資産はことごとく戦争賠償に充當させ
られることであるが、父祖世代にわた
つて築かれた貴重な私有財産が総額不
明のまま賠償に充當されることは海外
引揚者にとつて忍び難い痛恨事である
から、賠償交渉の準備のためばかりで
なく、引揚者の喪失財産に対する国家
補償の基礎資料として在外資産の調査
を実施せられたいとの請願。

第二六八六號 昭和二十七年六月三
日受理
在外資産の調査に關する請願
請願者 石川県金沢市野田寺町
五六六 加藤才治郎外
八千五百三名
紹介議員 林屋龜次郎君
この請願の趣旨は、第二六四一號と同
じである。

第二七六八號 昭和二十七年六月九
日受理
在外資産の補償に關する請願
請願者 京都府舞鶴市宇浜六九
〇 上野岡太郎外一名
紹介議員 岡本 愛祐君
在外接収私有財産を補償し、戦争犠牲
の平等を期せられたいとの請願。

第二六七四號 昭和二十七年六月二
日受理
公衆浴場業の所得税減免に關する請願
請願者 東京都千代田区神田豊
島町四全国公衆浴場組
合連合会内 田村虎太
郎
紹介議員 重宗 雄三君
公衆浴場の家屋ならびに設備は一般家
屋に比し腐蝕率がはなはだしくその
修理に要する費用が従来全く考慮され
ていない上、昭和二十六年度は四十五
パーセントの標準率をもつて課税せら
れた結果納税の不可能な業者も生じ、
今後時代に相応する衛生設備に改善を
加へ公衆浴場としての使命達成に支障
をきたす虞があるから、公衆浴場業者
に対する課税率を適正に改められたい
との請願。

第二七六一號 昭和二十七年六月九
日受理
陶磁器製タイルの物品税撤廃に關する
請願
請願者 佐賀県西松浦郡有田
町 和久良一外一名
紹介議員 深川繁左エ門君
陶磁器製タイルは、堅牢、耐火、耐冷
等の特質を具備しているため、建築上
ならびに衛生上の生活必需品であつ
て、食品衛生、公衆衛生の見地より使
用を強制されているにもかかわらず、現
在これに物品税が課せられていること
は、企業存立に大きな圧迫を与えて
いるから、陶磁器製タイルの物品税を
撤廃せられたいとの請願。

在外接収私有財産を補償し、戦争犠牲
の平等を期せられたいとの請願。

昭和二十七年十一月十日印刷

昭和二十七年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局